

中高層集合住宅における水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱

昭和61年
管理者決定

改正 平成元年4月1日 平成8年4月1日
平成5年4月1日 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市水道事業給水条例施行規程（昭和39年水管規程第2号。以下「施行規程」という。）第21条の2の規定により、受水槽を設置している中高層集合住宅（以下「中高層集合住宅」という。）における各戸ごとの使用水量の計量並びに水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の各戸徴収（以下「各戸徴収」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用条件)

第2条 各戸徴収の適用を受けようとする中高層集合住宅は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 受水槽以下の各戸の給水に関する設備に市の指示する水道メーターが設置されている（以下「給水設備」という。）こと。
- (2) 給水設備は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が作成した給水装置指針に基づき施工されていること。
- (3) その他管理者が必要と認める条件に適合していること。

(給水設備の改善)

第3条 既存の中高層集合住宅の所有者で、各戸徴収の適用を受けようとする者は、給水装置指針に基づき、又は管理者の指示に従い、当該給水設備の改善を行わなければならない。

2 前項の改善に要する費用は、当該住宅の所有者又は使用者において負担するものとする。

(申請)

第4条 第2条又は前条に適合した中高層集合住宅で、各戸徴収の適用を受けようとする当該住宅の所有者は、管理者に申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 給水設備の管理責任者選定届（様式第2号）
- (2) 各戸ごとの水道使用者名簿（様式第3号）
- (3) 給水設備の設計図並びに当該住宅の立面図、平面図の必要図書
- (4) 給水設備維持管理委託業者選定届（様式第4号）
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(契約)

第5条 管理者は、前条の申請について、各戸徴収の取扱いを認めたときは、当該中高層集合住宅（以下「適用住宅」という。）の所有者と別に定める契約書により契約を締結するものとする。

(届出)

第6条 適用住宅の所有者は、管理責任者若しくは給水設備維持管理委託業者を変更したとき又は使用者に異動を生じたときは、速やかに管理者に届け出るものとする。

(給水設備の維持管理)

第7条 適用住宅の各戸に設置された水道メーター（以下「各戸メーター」という。）の保管については、加古川市水道事業給水条例（昭和38年条例第11号。以下「条例」という。）第26条および施行規程第16条の規定を準用する。

2 適用住宅の給水設備及び水質の保全等維持管理は、所有者及び監理責任者の責任とし、これに伴う費用は、所有者の負担とする。

3 各戸メーターについて、故障又は検定満期に必要な費用は、管理者が負担する。

(水道料金等の算定)

第8条 適用住宅の各戸の水道料金等については、2ヶ月ごとに各戸メーターを検針し、その水量により各戸ごとに算定して使用者から徴収する。

(水道料金等の納入方法)

第9条 水道料金等の納入方法は、口座振替扱いを原則とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は別の方法によることができる。

2 適用住宅の供用部分の水道料金等については、所有者又は使用者から口座振替の方法により徴収する。

(水道料金等の未払の場合の措置)

第10条 水道料金等が未納となった場合は、次の各号に定める措置をとるものとする。

(1) 管理者は、使用者に料金支払の督促をする。

(2) 前号の督促をしたにもかかわらず支払がなされないときは、管理者は、所有者に通知のうえ給水を停止するものとする。

(契約の解除)

第11条 管理者は、所有者又は使用者が第5条に規定する契約の各条項に違反し、勧告してもなお是正しないときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、所有者又は使用者に損害が生ずることがあっても、管理者はその責を負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めのない事項は、条例及び施行規程の定めに準じて実施するものとする。

(契約内容の周知)

第13条 所有者は、第5条により契約した内容について、使用者に周知徹底し、問題が生じたときは責任をもつて解決に努めなければならない。

附 則

この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。